

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 包括外部監査契約の締結……………一
- ……………（総務局行政改革推進部行政改革課）…
- 東京都消費生活総合センター条例第四条に基づく消費生活相談実施日等……………一
- ……………（生活文化局消費生活総合センター活動推進課）…
- 都市計画事業の認可……………一
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務の廃止……………一
- ……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一
- ……………（環境局総務部環境政策課）…
- 介護保険法の規定に基づき知事が指定する研修の指定……………三
- ……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…
- 昭和三十年東京都告示第百八十一号（東京都土木費補助規程）の一部改正……………三
- ……………（建設局総務部企画計理課）…
- 都道の区域変更（三件）……………三
- ……………（建設局道路管理部路政課）…
- 技能教育施設の指定（二件）……………八

公告

○指定代理納付者の指定……………（水道局）…六

東京都告示第五百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第五項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 契約の相手方

(一) 住所 神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡四丁目五番七号

(二) 氏名 佐久間 清光

二 契約の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があるときは一の前金払とする。

東京都告示第五百七十六号

東京都消費生活総合センター条例（平成二十八年東京都条例第二十号）第四条に基づき、東京都消費生活総合センターにおいて消費生活相談を行う日及び時間を定めたので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 消費生活相談を行う日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までを除く毎日

二 消費生活相談を行う時間

午前九時から午後五時まで

東京都告示第五百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画緑地事業第十三号江戸川緑地

三 事業施行期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

江戸川区北小岩一丁目及び東小岩三丁目各各地内

東京都告示第五百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算

適合性判定機関について、法第七十七条の三十五の十八第一項の規定による構造計算適合性判定業務を廃止する旨の申請があり、これを許可したので、同条第五項に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

名称及び住所 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 構造計算適合性判定の業務の廃止の日

A I 確認検査センター株式会社 町田市原町田一丁目六番二十四号 平成二十八年三月三十一日
町田市原町田一丁目七番十七号

●東京都告示第五百七十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)イオンタウン羽村建設事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イオンタウン株式会社

代表取締役 大門 淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)イオンタウン羽村建設事業

自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、羽村市神明台二丁目位置する敷地において、商業施設の建設及びそれに伴う約二千六百台の自動車駐車場を設置するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が六件、事業段階関係市長からの意見が二件あり、意見の内容は、騒音・振動、水循環、日影、景観、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年四月一日から同月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 羽村市産業環境部環境保全課

羽村市緑ヶ丘五丁目二番一号

イ 福生市生活環境部環境課

福生市本町五番地

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概

要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長 (羽村市、福生市) の意見の内訳は、表 1 に示すとおりであり、都民の意見書は 6 件であった。

これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表 2～表 4 に示すとおりである。

表 1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	6件
事業段階関係市長 (羽村市、福生市) の意見	2件
合計	8件

表 2 (1) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
建設予定地は工業集積地であり、近隣に多くの工業者が隣接している。建設工事期間、また特に開店後、工場付近の渋滞が予想され、交通渋滞により客先への納品遅れ、自社への納品遅れによる生産遅れ等心配される。生活道路も渋滞が予想されるので、物流等の影響を危惧している。	交通誘導計画は、道路管理者 (東京都・羽村市) 及び交通管理者 (警視庁) 等関係機関と協議した計画です。計画の立案にあたっては、可能な限り幹線道路を利用し、自動車歩行者が分離されており、より安全性の高い経路を選定するよう配慮しています。また、交通渋滞回避のために、特定の交差点に交通が集中しないように、交通を分散して誘導する計画としています。
周辺道路の交通渋滞低減策の実施指導 (仮称) イオンタウン羽村の開業後には、市内外から多くの利用客が車で押し寄せ、特に休日にはかなりの交通渋滞が想定されます。一方、周辺地域には弊社をはじめ多くの中小企業事業者があり、毎日のように事業用車両を行走まさせております。交通渋滞によって、事業への悪影響が起これらぬよう特段の配慮をお願いします。また、関連事業者への適切な指導をお願いいたします。	計画地周辺における具体的な実施内容については、今後作成する予定としていますが、開業までには道路管理者 (東京都・羽村市) 及び交通管理者 (警視庁) と十分な調整を行い、適切な対策を講じる予定です。特別な混雑が想定される店舗開業時には、主要な経路のみでなく、周辺道路・交差点においても交通誘導員を配置する予定です。開業後の状況を見ながら、交通安全を確保するために、必要性を勘案し、適切な対策を検討します。
歩行者等の安全確保措置の実施指導	なお、交通誘導計画で想定していた以上の交通集中が頻繁に発生するような状況になった場合には、必要に応じて交通管理者 (警視庁) 等の関係機関と調整し、交通誘導計画の見直しや交通誘導員の配置等の対応を検討します。
交通量の増加により、事故などのリスクも相対的に高まること懸念されます。何らかの安全措置を行わなければ車同士の事故だけでなく、歩行者との接触等も発生することが懸念されます。特に祝祭日などは取引先に合わせて稼働する事業者も多く、事業車両と来店車両・歩行者が入り乱れ、さらにリスクが高まる可能性があります。歩行者の安全を守りつつスムーズな車両通行ができるよう、商業施設による警備員の配置など必要な措置を行っていただくよう指導をお願いします。	(次ページに続く)

意見の内容	事業者の見解
<p>自分達のマシジョンからの駐車場出入りにも時間が掛かりそうですトスルスになる</p> <p>【計画地南側に隣接する】当マシジョン側及び立体駐車場側に入出口が出来るに聞いておりますので、狭い【市道第】202号線は車で溢れ身動きの取れない状態になります。イオン駐車場への出入りは、左折通行と聞いておりますが、それでも道路に車両が溢れる事は目に見えていません。周辺マシジョンの住人は、自分達の駐車場からも出入りがスムーズに出来ない事は容易に想像が付きまます。よって、イオンの交通誘導員の方を各マシジョン駐車場出入りに配置して頂いて、交通整理をし、通行のサポートをして頂くようにお願い致します。</p>	<p>(前ページに見解を記載)</p> <p>事業者の見解</p>
<p>子供達の通学路の安全対策</p> <p>イオンタウン羽村の周辺道路は子供達の通学路となっております。イオンタウン羽村の営業時間が、7時～23時とお聞きしました。駐車場利用時間は、さらに1時間早い6時～1時間遅い24時だそうです。子供達は、当マシジョン前の市道【第】202号線及び市道【第】1002号線を通って、8時前後に登校しますが、その頃は車の通行が多くなっているかもしれません。【市道第】202号線及び【市道第】1002号線は、道幅が狭い為、すべに渋滞してまいりますので、保護者は、皆心配しております。子供達には安全な状況で通学して欲しいと願っておりますので、イオンタウン羽村の営業時間を9時以降にして頂けないでしょうか。</p>	<p>児童・生徒の安全対策については、教育委員会及び近隣の学校と連携して対応していく予定です。</p> <p>特別な混雑が想定される店舗開業時には、主要な経路のみでなく、周辺道路・交差点においても交通誘導員を配置する予定です。</p> <p>開業後の状況を見ながら、交通安全を確保するために、必要性を勘案し、適切な対策を検討します。</p> <p>私どもにとっても、安全確保は重要事項でありまます。特に通学路への配慮については、交通管理者（警視庁）等関係機関とも協議し、対策を講じます。</p> <p>駐車場への出入口については、安全確保を第一に計画し、運転者、歩行者等の見通しを十分に確保するよう、出入口付近へは高木は植えず、看板の設置位置にも配慮する計画です。</p> <p>なお、開店時間の最終決定は、大規模小売店舗立地法の手続き時となりますが、上記対策を講じ安全には十分に配慮します。</p>
<p>意見の内容</p> <p>工事期間中における周辺地域への安全確保</p> <p>(仮称)イオンタウン羽村の建設が始まりますと、周辺道路は大型の工事用車両が毎日大量に引き来することになります。周辺道路は片側一車線の狭い道路が多く、50年以上前から操業している弊社へ1日あたり100台近い大型車両が出入している現状から、更に増加いたします。工事期間中におきましては、近隣住民ならびに事業者への安全配慮につきましては、近隣住民を含めて十分な対策を行っていただくようお願い致します。</p> <p>大型車両出入口の特定化</p> <p>一部道路については拡幅が検討されているようですが、大型車両の通行に閉じて大きな改善は難しいと推察されます。工事期間中も含めまして、大型車両は都道163号(羽村端線、羽村街道)からの出入を主としていただきたくご検討願います。</p> <p>当マシジョン駐車場出入口とイオンタウン羽村との境界は、危険の無い様にする</p> <p>【計画地南側に隣接する】当マシジョン駐車場入口とイオンタウン羽村との境界は、お互い歩道が見易い状態にして、歩道を通る自転車との接触事故が起きない様に、ご協力お願い致します。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>工事用車両の走行ルートは、A敷地は、都道163号側と市道第202号線の二か所、B敷地は市道第202号線からの搬入を予定しています。いずれも主要な道路を選定し、細街路へは誘導を行わない計画としています。</p> <p>工事用車両の集中を避ける為には、交通状況を勘案して搬出入を計画的に分散させる対策等を考えています。</p> <p>工事中の安全対策としては、工事用車両の出入口には交通誘導員を配置し、運転者には安全運転を徹底させ、低速走行や周辺道路での駐車禁止を厳守させます。</p> <p>また、施工会社には安全対策を徹底するよう指導します。</p> <p>駐車場への出入口については、安全確保を第一に計画し、運転者、歩行者等の見通しを十分に確保するよう、出入口付近へは高木は植えず、看板の設置位置にも配慮する計画です。</p> <p>特別な混雑が想定される店舗開業時には、主要な経路のみでなく、周辺道路・交差点においても交通誘導員配置する予定です。</p> <p>開業後の状況を見ながら、交通安全を確保するために、必要性を勘案し、適切な対策を検討します。</p>

意見の内容	事業者の見解
<p>市道【第】3022【号】線道路の拡幅</p> <p>市内および市外から相当数の車両が出入りすることが予測されるが、当マーンションに沿っている市道【第】3022号線は、3つのマーンションが建て並び、生活道路（子供達の通学路としての利用を含む）としても使用され、安全の確保は絶対条件となる。さらに現状、路上への駐車が発生し、今後交通量が増えるとなると、渋滞・交通事故が起こることは想像に難くない。従って、この道路の拡幅を強く要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 車道も余裕を持つてすれ違えるような幅員を確保する。 ② 両サイドに安全性を図れるよう歩道と自転車レーンを設置する。 ③ 電柱はイオンタウンの敷地内及び地中に移設する。 <p>店舗近隣の狭い道路は、歩行者にとっても危険なので電柱の地中化等検討してほしい。</p> <p>市道【第】3022【号】線の当マーンション出入口前二、イオンタウンの出入口は作らない</p> <p>日常生活の中で、当マーンションの出入口から自動車【市道第】3022号線で毎日出入りしている。その目的前にイオンタウンの出入口を設置することは極めて危険と考える。交通事故や交通トラブルの原因を増やすことにつながり、やめて頂きたい。</p>	<p>計画地沿いの市道第3022号線については、イオンタウン敷地側を道路用地として提供することにより道路拡幅する計画で、道路管理者（羽村市）及び交通管理者（警視庁）と協議中です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 車両が余裕を持つてすれ違える幅員を確保するべく、道路管理者（羽村市）及び交通管理者（警視庁）と協議中です。 ② 歩道・自転車レーン等の設置については、両側に設けるよう道路管理者（羽村市）及び交通管理者（警視庁）と協議中です。 ③ 電柱は移設する計画となっておりますが、移設先は今後関係機関と調整します。 <p>市道第3022号線側の出入口の位置については、各マーンション出入口の位置に配慮した計画を策定し、道路管理者（羽村市）及び交通管理者（警視庁）と現在協議中です。</p>

意見の内容	事業者の見解
<p>市道第202号線道路の安全性の確保</p> <p>イオンタウン建設予定地周辺の市道【第】202号線沿いには住宅、マーンション、企業があり、拡幅するには困難な状況と考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 両サイドには自転車と歩行者が安全に通行できる環境を整える。 ② 電柱はイオンタウンの敷地内及び地中に移設する。 <p>イオンタウン羽村建設について市道第202号線は通勤車両、通学の小、中学生及び当園、他園の園児、保護者の多くの方々が通行いたします。羽村市内外の幼稚園バスなど、この多くの方が通行する道の両側に車両の出入り口があります。この2ヶ所【の】入口の手前は何mかは道幅が広がっておりますが、この入口付近で交通渋滞が起きたときに一車線がふさがれてしまうと時間が狂い困りますので、できればイオン側の敷地をもう少し長めに削っていただき待機用の道を広げていただければと思います。</p> <p>イオンタウン周辺道路の電柱撤去</p> <p>イオンタウン周辺道路にある電柱も、楠木同様歩道を狭くしているのので、対策を考えて頂きたいと思えます。(地下に埋める等)</p> <p>市道【第】202号線と市道【第】3022号線の交差点の安全性の確保</p> <p>当マーンションの隣接する交差点の安全性を図ること。</p>	<p>計画地沿いの市道第202号線については、拡幅するため道路管理者（羽村市）及び交通管理者（警視庁）と協議中です。歩行者が安全に通行できるように、協議します。</p> <p>電柱は移設する計画となっておりますが、移設先は今後関係機関と調整します。</p> <p>市道第202号線と市道第3022号線の交差点について、道路拡幅に合わせて改良するための道路管理者（羽村市）及び交通管理者（警視庁）と協議中です。改良にあたっては、安全性の確保に配慮します。</p>

表 2(2) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

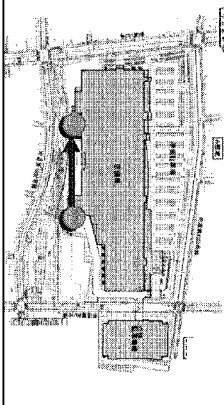
意見の内容	事業者の見解
<p>当ワゴン車は川崎街道【市道第202号線】を挟んで大きなワゴン車の出入口が向き合うような位置関係になっており。この川崎街道【市道第202号線】は、あきる野市から羽村大橋経由で、羽村市役所通り【市道第101号線】、産業道路【都道249号】を通過して16号線、青梅街道に抜ける道であり、普段でも自動車の往来が多い道路です。ゆえに、ワゴン車からの自動車の出入りには特に配慮して安全を保って走行しております。計画では、この川崎街道【市道第202号線】沿いにも来客車両の出入口を設置することが示されています。そこに荷捌きの車両がワゴン車の出入口安全に設置されれば、ワゴン車の日々の安全が脅かされることになりません。したがって、当ワゴン車の出入口付近も含めた川崎街道【市道第202号線】には、荷捌き車両の出入口は設置しないいただきたい。</p> <p>荷捌き車両の通行は、1車線の川崎街道【市道第202号線】を利用することなく、2車線の産業道路【都道249号】と羽村街道【都道163号】を利用することを望みます。</p> <p>「イオンタウン」出入口の予定する面すべてに、セツトバックして車両進入路を設けてほしい。</p>	<p>荷さばき車両の出入口については、来客車両の安全を確保するために、来客車両の出入口とは別に設置する計画です。また、店舗利用者の安全を確保するために、動線の交錯が生じない位置に設置する計画です。</p> <p>市道第202号線(川崎街道)には、専門店用の荷さばき車両の出入口を、都道163号には該店舗となるGMS(総合スーパー)用の荷さばき車両の出入口を設ける計画です。</p> <p>荷さばき車両の出入口においては、安全確保のために回転灯の設置等により安全を確保する計画としていきます。また、荷さばき車両の運転者には、安全運転の教育を徹底し、安全を確保する計画です。</p> <p>車両の入口部分への、車両進入路(入口専用左折車線)については、市道第202号線(川崎街道)は、道路拡幅の計画と一緒に、道路管理者(羽村市)及び交通管理者(警視庁)と協議中です。市道第3022号線は、車両進入路(入口専用左折車線)は計画していませんが、道路拡幅を道路管理者(羽村市)及び交通管理者(警視庁)と協議中です。</p> <p>都道163号(羽村街道)は、道路管理者(東京都)及び交通管理者(警視庁)との協議において車両進入路(入口専用左折車線)は設置しない方向になっています。</p> <p>車両の出入口部分には、運転者の視界を遮るような樹木や看板は設置せず、安全性を確保します。</p>
<p>機械室の移動</p> <p>機械室が【計画地南側に隣接する】当ワゴン車と隣接していた事から、東京都に1回目の意見書を提出し、羽村市からも応援を頂いて、機械室は離すように東京都から指導が入ったと聞いております。しかし、はっきりとした場所が分かりませんので、皆、不安な気持ちでおります。住人が日々安心して暮らせる様に、機械室は、当ワゴン車から50m以上離れた場所に設置して頂きます様にお願い致します。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>機械設備につきましては、当初計画していた位置から約100m離れた位置へ変更しました。評価書案P.21の図6-2-4に機械設備の位置を記載しております。</p>  <p>「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき基準を遵守します。将来的に、臭いによる問題が生じた場合は、適切な対応策を検討します。</p>
<p>排気する場合は、臭いが気にならない状態にしてから排気する</p> <p>排気は屋上から拡散させると聞いておりますが、風向きによっては、臭いが気になる場合があると思えます。そこで排気する場合は【第一種住居専用地域】並みの基準で行う様にお願致します。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき基準を遵守します。将来的に、臭いによる問題が生じた場合は、適切な対応策を検討します。</p>

表2(3) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

水循環	
意見の内容	事業者の見解
<p>雨に対して敷地内に浸透処理できない雨水は市道第202号線の水木公園交差点地下の雨水管に流れるようになっていきますがこの交差点は大雨が降ると道路上が川のように雨水が流れますし、マンホールの蓋の穴からは雨水があふれます。現在でもこのような状況ですので「イオンタウン羽村」の敷地内に降った雨は雨水管以外からは外へ流れないような造りにしていただきたい。雨水管を「市道」第202号線側だけに集中するのではなく都道163号「橋」側にも設けていただき2ヶ所にしていただきたい。</p>	<p>雨水排水については、「羽村市宅地開発等指針」等に基づいては、浸透滞留槽及び浸透柵を設置し、雨水流出の抑制を行います。浸透滞留槽及び浸透柵により流出量を減らした雨水を、雨水管へ流します。なお、敷地からの流出量を十分に捕える雨水管を市道第202号線に新たに埋設する計画で羽村市と協議しています。</p>

表2(4) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

日影	
意見の内容	事業者の見解
<p>イオンタウン羽村 建設に伴う、当マンションへの日影問題 冬季に於いて、「計画地南側に隣接する」当マンションの住居部分が日陰にならない様に、お願い致します。 また、図面で実際の日影の状態を示して頂きたいとお願致します。</p>	<p>日影の影響範囲が最も広がる冬至日における建築基準法に則った日影の予測結果は、評価書案P.262に時刻別日影図を、P.263に等時間日影図を示しています。 なお、環境保全の措置として、北側敷地境界からの離隔を確保するため、南側に建物を寄せた配置としました。</p>
<p>当マンションへの日影問題の調査と情報開示 四季を通じて、「計画地東側の市道第3022号線を隔てた位置にある」当マンションの住居部分が日陰にならない様配慮する。そのための調査を実施することともに、その結果を図面にて示し報告すること。</p>	

表2(5) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

景観	
意見の内容	事業者の見解
<p>イオンタウン羽村の景観は水木公園側からはかなりの圧迫感となる 町の何箇所かから、イオンタウン羽村が完成した折の景観を予測されて、問題が無いと判断された様ですが、水木公園側から見た場合、当マンションのすぐ前にそびえるイオンタウン羽村は、かなりの圧迫感となります。一番近い場所です、影響大な当マンションの観測を、お忘れ無き様に観測実施と報告をお願い致します。</p>	<p>評価書においては、水木公園側からの予測・評価を追加します。</p>
<p>立体駐車場の色彩に配慮をお願いしたい 立体駐車場は高さ15mの大きな建物であり、空中デッキも存在感のある通路となります。そして、当マンションの「市道第」202号線沿いに住む居住者にとっては、毎日目にするところの風景になります。その様な住環境に於いて、駐車場や空中デッキの色彩はとても重要な比重を占めますので、心の落ち着く様な、街の風情ともマッチした淡い色合いにして頂ける様にお願致します。</p>	<p>建築物等による景観形成については、周辺の街並み等も考慮して計画し、「東京都景観条例」に基づき東京都と事前協議を行い、景観形成基準を満たしたものとなっております。 駐車場や上空通路については、街の風情ともマッチした色合いとする計画です。</p>

表2(6) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

その他(建設工事等での地元業者の参入)	
意見の内容	事業者の見解
<p>建設工事について、羽村の建設業者をできるだけ参入させていただけないか、また、オープン後の施設維持管理・メンテナンス等も地元の実業者へ優先発注を要請してほしい。</p>	<p>いただいたご意見については、担当各社(施工業者、施設維持管理会社等)へ申し伝えます。なお、施工業者については、入札でゼネコンに一括発注しているため、特定の業者を指名して発注することはできません。 また、開業後の施設維持管理やメンテナンスについては、既存店舗同様にイオングループの維持管理等の専門の会社が行います。</p>

表 2(7) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	その他 (災害対策)	事業者の見解
災害時の食糧提供や避難場所で使用させて頂くことを要請する。		イオンの店舗は、災害などが発生したときも、地域の一員として行動することを基本としています。方が一の際に地域の皆さまのお役に立てるよう、地方自治体と協力支援を約束する防災協力協定の締結を全国で進めています。災害時の救援物資の供給、避難場所として駐車場の提供、防災訓練の共同実施など、地域の防災活動に協力しています。 (仮称) イオンタウン羽村においても同様の取り組みを行う計画です。

表 2(8) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	その他 (工事に伴う家屋調査)	事業者の見解
イオンタウン羽村 建設前に当マシヨンの別量及び写真を撮る イオンタウン羽村建設前に当マシヨンの建物全体と敷地周辺にある駐車場、駐輪場ヨミ置き場、花壇の測量及び写真(測量の内容につきましては、提示をお願い致します)を撮って頂き、建設後に、測量値、写真と差異が出た場合は修繕をお願いします。		家屋調査については、今後施工業者が決まり次第、施工業者が対応することとなりますので、いただいたご意見は施工業者へ申し伝えるとともに、適切に対応します。 施工業者が決まり次第、ご案内します。
イオンタウン羽村 建設前に当マシヨンの各戸の測量及び写真を撮る イオンタウン羽村建設前に、当マシヨンの各戸の部屋の測量及び写真を撮って頂き(希望者のみ)。測量の内容につきましては、提示をお願い致します(建設後、測量値、写真と差異が出た場合は修繕をお願いします)。		

表 2(9) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	その他 (周辺道路整備等)	事業者の見解
【市道第】 202 号線 (通称川崎街道) の補修工事をお願いしたい 川崎街道を自転車で行きしようとしても、道の端が凸凹している為、走る事が出来ません。よって道路の整備をお願い致します。 そもそも川崎街道を自転車で行く事に危険性はないのでしょうか? 走行に、より安全な対策を望みます。		計画地周辺の歩行者・自転車の安全確保については、イオンタウンとしても重要な事項であると認識しています。 計画地については、市道第 202 号線、市道第 3022 号線については、道路を拡幅し交通対策や安全性の向上を図る計画として、道路管理者(羽村市)及び交通管理者(警視庁)と協議してまいります。
歩道に植わっている植木の撤去 【市道第】 202 号線の歩道に植わっている植木が、歩道の幅を狭くしています。歩行者が通り易い様に植木や花壇を無くし、歩行者や自転車が通行し易い様にお考え頂きたいと思致します。		
歩道に植わっている植木の撤去 【市道第】 3022 号線に植わっている植木が歩道の幅を狭くしています。歩行者や自転車が通り易い様に植木や花壇を無くし、安全を確保して頂きたいと思致します。		
川崎街道【市道第 202 号線】は通勤・通学の大切な道路です。大規模商業施設がここに完成すれば、多くの車の往来や大渋滞が予測されます。また、自転車や歩行者の往来も格段に増えてまいります。そこで、この川崎街道を富士学院幼稚園のある交差点から産業道路【都道 249 号】までの区間の街路樹を無くし、自動車、自転車、歩行者がより安全に通行できるように整備してもらいたい。		

表 2(10) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	その他 (渋滞回避の対応等)	事業者の見解
<p>周辺マンションに渋滞を回避する協力をお願いして頂きたい</p> <p>【市道第】 3022 号線は片側 1 車線の狭い道路の為、現在も周辺マンションに来た宅配便や郵便自動車、【はむらん】が道路に駐車するとスムーズな通行が出来ません。更に、イオンタウンが出来ると一緒に駐車スペースが確保されず、宅配便や郵便自動車は道路に駐車するのではなく、マンションの敷地内に駐車出来る様に、羽村市と周辺マンションで話し合いを進めて頂きたいと思えます。</p>	<p>計画地沿いの市道第 3022 号線については、イオンタウン敷地側を道路用地として提供することにより道路拡幅する計画となっております。</p> <p>マンション敷地内の利用については、羽村市へ申し伝えます。</p> <p>また、コミュニティバスはむらんの走行ルートについては、羽村市、警察、イオンタウンにて調整中です。</p> <p>なお、コミュニティバスはむらんの利用を促進することにより、来店車両の削減に繋がります。周辺交通影響等の低減に寄与するものと考えています。</p>	

表 2(11) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	その他 (営業時の対応)	事業者の見解
<p>イオンタウンが出来た事で騒音やゴミの散乱・不審人物がうるつくのではないかと心配</p> <p>現在も夏場等、若者達が夜遅くまで、遊具上やベンチで話している声が聞こえてきます。今後イオンタウンが開業すると高一層、【騒音】や【ゴミ】の散乱、【不審人物の出没】に苦慮する思いがあるので、警察官によるパトロールをお願いします。</p>	<p>開業後の店舗内、店舗周辺の保安対策については、所轄警察と調整を図りながら対応します。</p> <p>なお、毎月 11 日は「クリーン&グリーン活動」として、従業員が店舗周辺の道路や公園などの清掃を行う予定です。</p>	

表 2(12) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	その他 (対応窓口)	事業者の見解
<p>イオンタウン羽村 建設時及び営業開始後も問題が起きた場合は対応して頂きたい</p> <p>イオンタウン羽村の建設が始まると、【騒音】、【振動】、【臭い】等、様々な問題が起きてくると思います。また実際に営業が開始されると、今まで気付かなかった問題も起きてくるでしょう。そのような場合は、常に当マンションの住人の申し出に耳を傾け、問題点に対処する姿勢を示して頂きたいと願っております。</p>	<p>建設時及び営業開始後ともに対応窓口を設け、問題が生じた場合には、コミュニケーションをとりながら対応します。</p>	

表 2(13) 都民の意見書の概要及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	その他 (水木公園)	事業者の見解
<p>水木公園は、子供達が楽しむ場所と言う事を前提にリニューアルして頂きたい</p> <p>子供達が楽しめる場所を提供すると言う事を第一に考え、危険性のない夢のある水木公園にして頂きたいと思えます。</p> <p>夕方からは公園内が薄暗くなるので、外灯等で明るい空間にして頂きたい</p> <p>公園内は、夕方になると薄暗くなるので、外灯等で明るい空間にして頂きたいです。但し、その灯が当マンションを照らす事になると、寝苦しくなるので、灯の方向性を考えつつ、危険性の無い公園にして頂く事を希望致します。</p> <p>水木公園からイオンタウンに歩行者や自転車利用者が直接通行できるようになった場合、当マンションの近くに通行路を設置しないで頂きたい</p> <p>車は、水木公園からイオンタウン羽村の駐車場には、入れないとお聞きしていますが、歩行者や自転車利用のお客様はどうでしょうか？公園から直接イオンタウンの敷地に入れる様になった場合、当マンションは隣接している為に、防犯面や騒音面が心配です。当マンション近くに通行路を設置しないで頂きたい。</p> <p>どのような計画になっているのでしょうか。</p> <p>イオンタウン羽村ができることにより水木公園も整備をするとの事を羽村市より伺いました。現在も公園内にはベンチや遊具がありますが、ベンチなどがもつと良くなることを期待しています。ただ、防犯の専門家の方によりますと公園のベンチは泥棒などには、そこについて付近の家の様子を長時間見ていると不審者に見られないというようなことを言っておりましたので、公園の改修の際は、防犯の専門の方との相談も検討をしていただければと思います。</p>	<p>子供達が楽しめる場所や安全に対する配慮を行うことを市へ申し伝えますとともに、イオンタウンとしても協力できることについては、協議・調整していきます。</p> <p>なお、水木公園については、羽村市が管理しております。水木公園内の対応については、羽村市へ申し伝えます。</p>	